伯耆町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に 婚姻した世帯に対し住居費及び引越費用の一部を補助する伯耆町結婚新生活支援補助金 (以下「補助金」という。)の交付ついて、伯耆町補助金等交付規則(平成17年伯耆 町規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出 し、受理された夫婦
 - (2) 住居費 結婚を機に新たに住居を購入又は賃借する際に要した費用で、住居の購入費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。なお、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に当該住居の住所への転入届又は転居届を提出し、受理されていることとする。
 - (3) 引越費用 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に行われた引越に 係る引越業者又は運送業者への支払その他の引越に係る実費をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する 世帯とする。
 - (1) 令和2年分(令和3年5月31日までに婚姻届が受理された場合は令和元年分) の所得証明書に基づく夫婦の所得の合算額(以下「世帯所得」という。)が400万円 未満であるもの。ただし、ア及びイの場合にあっては、この限りでない。
 - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合 最後に離職又は転職した月の翌月における夫婦の所得の合算額に12を乗じた金額
 - イ 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合 世帯所得から貸与型奨学金の年間 返済額を控除した金額
 - (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
 - (3) 対象となる住居が伯耆町内にあること。
 - (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
 - (5) 夫婦共に過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

(6) 夫婦共に町税、税外収入金その他の本町の歳入となるべきものを滞納していないこと。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。
- 2 前項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助期間は、補助金の交付を初めて申請した日から令和4年3月31日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、 当該事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、伯耆町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 戸籍謄本等婚姻の事実及び婚姻日が分かる書類
 - (2) 住民票の写し等住所地が分かる書類
 - (3) 所得証明書及び町税等の滞納がないことを証する書類
 - (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
 - (5) 住居の売買契約書(住居費における購入の場合)
 - (6) 住居の賃貸借見積書又は賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合)
 - (7) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)
 - (8) 引越しに係る領収書(引越費用)
 - (9) 個人情報確認同意書及び誓約書(様式第3号)
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる書類は、個人情報確認同意書及び誓約書(様式第3号)の提出により省略することができる。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、伯耆町結婚新生活支援補助金交付決定通知書 (様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第7条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、速やかに伯耆町結婚新生活支援補助 金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する ものとする。

(交付決定の取消し)

- 第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定 の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
 - (3) この告示に反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既 に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

- 第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。
- 2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。 (委任)
- 第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。